

# 令和3年度早期退職募集実施要項

我孫子市長  
我孫子市議会議長  
我孫子市教育委員会  
我孫子市選挙管理委員会  
我孫子市代表監査委員  
我孫子市消防長  
我孫子市農業委員会  
我孫子市水道事業管理者

## 1. 目的

この募集は、我孫子市職員の早期退職募集に関する要綱第2条第1号の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的に行う早期退職希望者の募集です。職員の新陳代謝を促進し、組織の活性化を図るため、この募集実施要項のとおり早期退職希望者の募集を行います。

## 2. 募集対象の職員

退職日現在で、年齢が満45歳以上満59歳以下の職員（注1、2参照）  
（昭和37年4月2日から昭和52年4月1日生まれの職員）

## 3. 募集人数

7人

## 4. 募集期間

令和3年9月13日（月）午前8時30分から  
令和3年10月29日（金）午後5時まで

## 5. 退職すべき期日

令和4年3月31日

## 6. 応募及び応募取下げの手続

- (1)応募は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、所属長経由で総務部総務課に提出してください。（市長事務部局以外の職員は、所属長経由で各任命権者の服務・庶務担当部署に提出してください。）
- (2)応募の取下げは、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、所属長経由で総務部総務課に提出してください。（市長事務部局以外の職員の提出先は、(1)に同じ。）（注3参照）

## 7. 認定通知等の予定時期

認定の決定は認定通知書（様式第3号）により、また不認定の決定（注4参照）は不認定通知書（様式第4号）により行います。通知は、令和3年11月下旬を予定しています。

## 8. 問合せ先

総務部総務課人事担当（内線20-216・232）

(注1)次のいずれかに該当する職員は、応募できません。

- (1)非常勤職員
- (2)臨時的任用職員
- (3)任期付職員
- (4)令和4年3月31日までに定年に達する職員
- (5)地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで、管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている又は募集の期間中に受けた職員

(注2)定年前早期退職者に対する特例措置（割増の適用）は、定年に達する日から6月前までに退職した方で、かつ、勤続期間が20年以上の方のみ対象となりますのでご注意ください。

なお、勤続年数には除算期間があります。（休職・停職期間：その月数の1/2、育児休業：その月数の1/2（子が1歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の1/3）、育児短時間勤務：その月数の1/3、組合専従期間：全期間）

(注3)応募の取下げは、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも申請できますが、人事異動等の都合上、できるだけ令和4年1月31日までに申請をお願いします。

(注4)応募者が次のいずれかに該当する場合には、不認定とします。

- (1)応募が、この募集実施要項に適合しない場合
- (2)応募後に、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3)応募者が懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4)応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

#### ●定年前早期退職者の再任用について

定年以外の理由により退職した方を、定年年齢に達した後再任用することができるのは、勤続期間が25年以上で、かつ退職日の翌日から起算して5年以内の方に限られます。